

福祉サービス第三者評価結果報告書
【児童福祉分野（保育所）】

【受審施設・事業所情報】

事業所名称	桜 保育園	
運営法人名称	社会福祉法人 夢工房	
福祉サービスの種別	保育所	
代表者氏名	今西 三穂子 園長 （福田 法子 主任保育士）	
定員（利用人数）	120 名 （ 138 ） 名	
事業所所在地	〒 562-0041 箕面市桜2丁目15-14	
電話番号	072 - 724 - 9614	
F A X 番号	072 - 724 - 9615	
ホームページアドレス	http://www.yumekoubou.or.jp/hoiku/sakura/page1/main.html	
電子メールアドレス	sakura@yumekoubou.or.jp	
事業開始年月日	平成 20 年 4 月 1 日	
職員・従業員数※	正規 27 名	非正規 13 名
専門職員※	保育士 20名、 看護師 1名 管理栄養士 1名、 栄養士 2名、 調理員 2名	
施設・設備の概要※	[居室]	
	[設備等] 保育室（0才児、1才児、2才児、3才児、4才児、5才児）、調乳室、調理室、更衣室、医務室兼事務室、園庭(テラス)	

※印の項目については、定義等を最終頁に記載しています。

【第三者評価の受審状況】

受審回数	2 回
前回の受審時期	平成 29 年度

【評価結果公表に関する事業所の同意の有無】

評価結果公表に関する事業所の同意の有無	有
---------------------	---

【保育理念・保育方針・保育目標】

保育理念

子どもの最善の利益を考慮し、利用者主体を根幹に、行政、地域、保育園の緊密な連携を強化し、地域の子育て支援事業の核となります。

保育方針

「子どもは豊かに伸びていく可能性をそのうちに秘めている。その子どもが現在を最も良く生き、望ましい未来をつくりだす力の基礎を培う。」

見るもの、聞くものに好奇心を誘発され、人に認められ、誉められ、喜ばれることにより、自分自身が生きている意味を子どもなりに感じたり、愛情をたくさん注がれた「人間」の生きる力の大きさを大切にできる保育と、人から守られるだけでなく自立していく過程で、困難なことや悲しいことに立ち向かう勇気と気力を育てていくために、成長過程で課題を解決しようとする自立意欲を助長し、それを実践できる機会を大切に考えられる保育を目指します。

保育目標

他人の気持ちが分かる子ども
自分らしく生きる子ども
感性豊かな子ども

【施設・事業所の特徴的な取組】

(1) 自然体験ができる環境

- ・ 恵まれた自然環境の中で豊かな体験ができ、子どもが主体的に活動できるよう計画を立てている。
- ・ 園庭には自然木を使った遊具を設置。実際に木登りもできる環境。
- ・ 木造の園舎は採光に配慮され温かさを感じる設計である。子どもたちも生活の中で異年齢交流が出来るように、絵本をゆったり見るコーナーや、ホールに乳児が遊べるコーナー、カブトムシなどの飼育物が観察できる場所を設定するなど、工夫した環境作りを心掛けている。

(2) 地域交流

- ・ 箕面市西小地区は地域交流が盛んな為、地域主催のイベント（星座フェスタ）に参加したり、近隣農家の方に菜園活動を教えてもらうなど関係団体との親睦を図り、地域の子育て支援に貢献している。
- ・ さくらっこ広場として、地域の親子に遊びの提供をしている。
- ・ 近隣の幼稚園、保育園3園の4、5歳児が、定期的に同じ学区のグループで活動できる幼保交流会を実施している。
- ・ 隣接している小学校との交流会参加。合同避難訓練やマラソン大会の応援など
- ・ 民生委員、地区福祉会の方々との交流（保育園の行事参加）

(3) 保護者との連携

- ・桜保育園は公立からの民間移管から保護者会と連携をとり、年4回の懇談会を設けて意見や情報交換したり、協力的に行事や保育にも参加頂いている。

(4) 人材育成

- ・経験者である中堅保育士と新人保育士のバランスが取れた職員集団であり、互いにコミュニケーションを深める中で、専門性を高め合える環境である。キャリアに応じて外部研修にも参加し、個々のスキルアップだけでなく研修報告会を実施するなど、園内研修も充実を図っている。
- ・メンター制を実施。新人職員に8年目以上の経験者が担当につき、悩みや個別に相談を受けたり、コミュニケーションをとりながら指導できるよう配慮している。
- ・園内研修の充実

(5) 食育

- ・2歳～5歳児クラスが夏野菜、冬野菜の菜園活動を行っている。収穫した野菜をクッキングで調理したり、給食の献立に入れたりして、育てた野菜を食べる経験から食への関心を深めるようにしている。
- ・年1回食フェアを実施。期間中に栄養士が作った媒体を掲示したり、クッキングや食育の活動を行ったり、保護者向けに給食の試食会を計画し、栄養士と話ができる機会を設けている。

【評価機関情報】

第三者評価機関名	株式会社 第三者評価
大阪府認証番号	270025
評価実施期間	令和2年6月19日～令和2年10月28日
評価決定年月日	令和2年10月28日
評価調査者(役割)	0501C022 (運営管理委員) 1701C006 (運営管理委員) 1401C044 (専門職委員)

【総評】

◆評価機関総合コメント

桜保育園は、箕面市の公立保育所から平成20年に引き継ぎ、園舎を新たに建て替え、丁寧で質の高い幼児教育・保育を行い、地域の子育て支援の拠点に成長し12年目になります。第三者評価の受審は、平成26年度、平成29年度、今回の令和2年度で3回目の受審です。

2020年初頭より、新型コロナウイルス感染症 COVID-19 の世界的な大流行（パンデミック）、やや遅れて 1月末 世界保健機関（WHO）による「国際的に懸念される公衆衛生上の緊急事態」宣言、2月頃より国内における感染者の増加、4月政府による緊急事態宣言（7都府県、大阪府も含む）「人と人との接触、極力8割削減、外出自粛要請」、4-5月のコロナ感染拡大の第1波、6-8月の第2波、私達はかつて経験した事の無い公衆衛生上の危機に直面しています。そんな状況にあっても、3密対策を行い保育園での子どもの受け入れを続け、幼児教育・保育の質が保たれている事を確認する為、市内での感染状況がやや落ち着いた10月に訪問調査を行い、複数回受審の保育園の為、きびしめの評価を行いました。検温、手洗い、消毒、マスク、フェースシールド、マウスシールド着用、換気、ソーシャル・ディスタンス、適宜の休憩時間、評価者の昼食時の隔離等、やれる対策は全て実施し、この難局に挑みました。

今回の取組で得た成果は、これからの桜保育園の未来に役立つと思います。

◆特に評価の高い点

(1) 新型コロナウイルス感染症の感染拡大を防止するため、「緊急事態宣言」が出される中でも、保育園は社会を支えるインフラとして、原則開所の方針が示され、共働き世帯の必須のインフラとして開園し続けています。ほとんどの保護者が「保育園は持続可能な社会で、無くてはならない存在」と認識されている事を8月実施の保護者アンケート結果の多くのコメントで確認出来ました。

(2) 今回8月に実施した保護者アンケート結果は、97%の回収率（131件回収/135件配布）で、その内容は、全てのクラスで極めて高い満足度でした。⇒保護者満足度4.7（5点満点）

【前回3年前 平成29年度も高い満足度⇒保護者満足度 4.5 でしたが、さらに 0.2ポイント上昇】

また、一部要望もありましたが、それに対し組織的・体系的・計画的に「改善計画書」を作成し、プロフェッショナル保育士・栄養士・看護師の知恵を結集し、改善を実施しています。

(3) 改訂された食品衛生法（公布：2018年6月13日 施行：2020年6月1日 全面施行：2021年6月）が、要求する HACCP（ハサップ Hazard 危害 Analysis 分析 Critical 重要 Control 管理 Point 点）導入を実施、他の園に先んじて、法人の管理栄養士を中心に、「HACCPの考え方を取り入れた衛生管理」を学び、「計画書」を作成し、「衛生管理記録」を記載しています。

また、労働施策総合推進法（パワーハラスメント対策法制化 施行 2020年6月1日～）にも、平成28年度より『ハラスメント防止規程』を作成し、対応しています。法令遵守（コンプライアンス）を重要視する強い意志を感じました。

(4) 日常的に職員間で、保育や子どものこと、悩みなどを話し合うことで、子どもや保育に関する様々な気づきや理解が共有されており、職員の意識の向上にも繋がっています。

(5) 乳児の「育児担当制」を取り入れることにより、一人ひとりの子どもが、職員との愛着関係を築きやすく、ゆったりと温かい雰囲気の中で、好きな遊びをじっくり楽しんでいます。また、幼児においても、「やりたい」「やってみたい」との思いを大切にしており、保育士と一緒に考え提案をすることによって、活動に繋げていけるよう、丁寧な保育を実践されています。

◆改善を求められる点

1) 評価基準 34番 Ⅲ-1-(4)-①

第三者委員を2名設置し、園の玄関に掲示されていますが、保護者がその2名の方へ直接リーチする連絡方法が明示されていませんでした。(メール・アドレスは不可、電話番号が必要です)

2) 評価基準 A21番 A-4-(1)-①

体罰禁止が、『就業規則』に記載されていない。

◆第三者評価結果に対する施設・事業所のコメント

桜保育園は3回目の第三者評価受審になります。過去に受審した中で一番細かく厳しい評価をして頂き、問題点や課題がたくさんありました。また、毎回受ける中で保育理念、方針、目標の再確認を職員全体で行うことができ、共通理解する機会を頂き初心に戻ることもできました。再度改めて、保護者アンケートを実施したことで、保護者からの要望や自園の課題、問題点を確認し改善に向けて取り組むこともできました。

今後ご指導いただいた点を含め、1年に1回自己評価を園で実施し見直しや継続を行いながら、地域や利用者の方々に親しまれる保育園を目指して、職員一同力を合わせて頑張っていきたいと思います。

◆第三者評価結果

・別紙「第三者評価結果」を参照

第三者評価結果

評価対象Ⅰ 福祉サービスの基本方針と組織

		評価結果
I - 1 理念・基本方針		
I - 1 - (1) 理念、基本方針が確立・周知されている。		
1	I - 1 - (1)-① 理念、基本方針が明文化され周知が図られている。	a
<p>『保育理念・保育方針』は、HP、「パンフレット」、「入園のしおり」、「重要事項説明書」、「マニュアル」等に記載されており、玄関に掲示したり、職員会議で職員とその実現に向けて話し合ったり、様々な機会に保護者に伝えています。</p> <p>訪問調査当日 10/20（火）の際に、保育士・栄養士・看護師等の全職員の脳裏に理念、方針、目標が刻み込まれているか、面談会場にて「筆記テスト」を行い、周知方法の妥当性を確認しました。</p> <p>～ 保護者の保育理念・保育方針の理解度 <アウトカム評価> ～ 2020年8月実施 保護者アンケート結果（総数135家族 回収131件 回収率97%） 設問 1 保育園の保育理念・保育方針をご存じですか？</p> <p>(コメント) ⇒回答 ①よく知っている 8（6.1%） ②まあ知っている 59（45.0%） ③どちらともいえない23（17.6%） ④あまり知らない 30（22.9%） ⑤まったく知らない2（1.5%） ⑥未記入 9（6.9%）</p> <p>①よく知っている 8（6.1%） + ②まあ知っている 59（45.0%） = 67（51.1%）・・・もう少し高いレベルを目指したいです</p> <p>特に、④あまり知らない 30（22.9%） + ⑤まったく知らない 2（1.5%） = 32（24.4%）は、改善したい。</p> <p>上記を受け 園長は、①よく知っている + ②まあ知っている = 80%以上の目標を設定し、抜本的な改善を検討していました。</p>		

		評価結果
I - 2 経営状況の把握		
I - 2 - (1) 経営環境の変化等に適切に対応している。		
2	I - 2 - (1)-① 事業経営をとりまく環境と経営状況が的確に把握・分析されている。	a
<p>(コメント)</p> <p>箕面市民間連絡会や箕面市社会福祉法人連絡会、法人園長会、各関係団体（日本保育協会、全国私立保育連盟等）や、『第四次箕面市子どもプラン』（令和2年-2020年-6月発行）等から情報を得ています。経営状況等は「月次報告書」にまとめ、法人の園長会で他施設からの意見も参考にしながら現状の把握と課題への対応をしています。また、毎月の園長会にてコスト分析、利用者人数の推移、利用率の分析を行っています。</p>		

3	I - 2 - (1) - ② 経営課題を明確にし、具体的な取り組みを進めている。	a
(コメント) 『第四次箕面市子どもプラン』や「財務分析管理」や「経営指標」等のデータを基に分析し、定期的に法人役員と課題を明確にし、方向性を職員に周知をしています。課題解決に向けて、三役（園長・主任保育士・副主任保育士）会議で話し合い、改善に向け対策の実施、進捗管理をしています。		

	評価結果
--	-------------

I - 3 事業計画の策定

I - 3 - (1) 中・長期的なビジョンと計画が明確にされている。

4	I - 3 - (1) - ① 中・長期的なビジョンを明確にした計画が策定されている。	a
(コメント) 「中長期計画」（平成29年度～令和3年度）を作成し、①地域保育ニーズの把握、②設備、③人材育成、④教育研修、⑤子どもへの教育体制等の項目で構成されています。実施状況については、見直しを行い事業計画に反映させています。また、年度ごとに見直しを行っています。		
<p style="text-align: center;">【 中長期5カ年計画の主な内容 】 （平成29年度～令和3年度）</p>		
<p>平成29年度 実施済み …… 園庭解放の工夫、ウッドデッキ補修、研修内容の見直し、第三者評価受審（2回目）、砂場玩具の整備、安全マニュアルの見直し、玄関の花壇の整備、食料備蓄、地域病院マップ作製 等</p>		
<p>平成30年度 実施済み …… 子育て支援の充実（さくらっこ広場）、ウッドデッキ補修（玄関・園庭）、キャリアパス・研修計画、専門分野別研修、絵本の整理、安全点検の徹底、絵本コーナーの整備、農園での食育体験、避難経路の見直し、地域安全マップ作製 等</p>		
<p>平成31年度（令和元年度）実施済み …… 体験保育の実施、駐車場の整備（外灯・照明・駐車線）、副主任・チーフリーダー体制の充実、新人担当制、子育て支援研修、食育計画の見直し、総合遊具の整備、熱中症対策（日よけ、ミスト等）、耐震補強 等</p>		
<p>令和2年度 実施中 …… 育児相談（スマイルサポーターの2名配置）、副主任・チーフリーダー体制の定着、第三者評価受審（3回目）、乳児クラス玩具の整備、園庭南側擁壁工事、外灯設置、安否確認方法、危機管理マニュアル 等</p>		
<p>令和3年度 実施予定 …… 地域支援事業の充実（さくらっこ広場の定着）、施設塗装、防水整備、外灯、防犯カメラ、園の特色を活かした保育、乳児から幼児へ繋がる保育、幼児クラス玩具の整備、落下物対策、備蓄の補充、リスクマネジメント研修、緊急時対応 等</p>		

5	I - 3 - (1) - ② 中・長期計画を踏まえた単年度の計画が策定されている。	a
	<p>「令和2年度 事業計画」は、「中・長期計画」を踏まえ、ア) クラス編成、イ) 各クラスの目標、ウ) 主な行事予定、エ) 保健関係行事、オ) 安全管理と修繕計画、カ) 訓練計画、キ) 研修計画、ク) 地域の子育て支援に向けた取組、ケ) 今年度の取り組み目標 等の内容で構成し、作成されています。</p> <p>【 令和2年度 事業計画 ケ) 今年度の取り組み目標 の主な内容 】</p> <p>①近隣の農家と連携し、芋の苗植えや収穫体験を行う。また園内菜園のお手伝いや指導をして頂き、地域交流と食育活動の充実を図る。</p> <p>(コメント) ②姉妹園交流の実施(年3回)、公共交通機関(阪急バス)を利用し、マナーや交通安全に対する意識向上を図る。</p> <p>③幼保交流(地区別)に参加する。(4・5歳クラス各年4回)</p> <p>④大阪地区職員合同研修の実施</p> <p>⑤職場体験の受け入れ(中学生、高校生を対象に実施)</p> <p>⑥地域連携(自治会、小学校、地区民生委員との協議。地域行事参加)</p>	
	I - 3 - (2) 事業計画が適切に策定されている。	
6	I - 3 - (2) - ① 事業計画の策定と実施状況の把握や評価・見直しが組織的に行われ、職員が理解している。	a
	<p>(コメント) 「令和2年度 事業計画」は、職員会議で話合ってきた内容を園長・主任保育士・副主任保育士で意見をまとめ策定し、コロナ感染拡大を警戒しながら、実施しています。職員会議で実施状況を確認し、周知しています。特に、「令和2年度 事業計画」の オ) 設備修繕計画では、外壁修繕(塗装が剥がれ、外壁の亀裂を修繕)、木製アスレチック遊具の修繕塗装、園庭排水工事、LED照明、専門業者による施設内排水管清掃、空調クリーニング等を実施済み、又は年度内に実施予定です。また、感染症対策では、玄関入り口にカメラ型体温測定器設置し、専門業者によるカーテンクリーニングを行っていました。</p>	
7	I - 3 - (2) - ② 事業計画は、保護者等に周知され、理解を促している。	a
	<p>(コメント) 保護者には、「令和2年度 事業計画」を入園説明会、クラス懇談会、進級説明会や、生活発表会等の行事の際等で周知し説明しています。また、園内に掲示したり、「園だより」に掲載したり、HPにも掲載しています。</p>	

I - 4 福祉サービスの質の向上への組織的・計画的な取組

I - 4 - (1) 質の向上に向けた取組が組織的・計画的に行われている。

8 I - 4 - (1) - ① 保育の質の向上に向けた取組が組織的に行われ、機能している。

a

(コメント)

幼児教育・保育の質の向上に向けた取組として、組織的・体系的・計画的な毎年の園の運営管理に関する自己評価を行っています。今年令和2年度は、3度目の第三者評価を実施し、その結果を大阪府HPやWAMNETによる公開を予定しています。第一者評価（自己評価）、第二者評価（8月実施保護者アンケート、行事ごとの保護者アンケート）、3年毎の第三者評価等を上手く組み合わせ総合的に教育・保育の質を向上させています。

9 I - 4 - (1) - ② 評価結果にもとづき保育所として取組むべき課題を明確にし、計画的な改善策を実施している。

a

(コメント)

評価結果や課題は「月次報告書」にまとめ、法人園長会で他施設からの意見も参考にして課題への対応を行い、文書での閲覧や職員会議で周知し共有化が図られています。また、「令和2年度 改善計画書（設備関係）、（保育関係）」を策定し、実施状況を確認しながら改善を進め、三役による評価・見直しも行われています。ただ、改善計画書（設備関係）は、どちらかと言うと 設備改良計画で、改善計画書（保育関係）は、年間計画 又は 事業計画の一部のように感じました。

お金を使って良くする「改良 improvement」と 知恵を使って良くする「改善 KAIZEN」は、少し異なります。その大きな違いは、「改良」は、限りあるお金を使って行い、「改善」は、無限の人の知恵を使う点です。

この項目で行いたいのは、園内の課題を①保護者の要望・意見、②職員の気づき等から抽出し分類、見える化した「改善計画書」を作成し、職員が共通認識や当事者意識が持てるようにし、優先順位を付け担当者を指名、DEADLINE（達成期限）を意識させ、人財育成も兼ねたチームによる改善です。

今まで誰も経験した事の無い、このコロナ禍は、さらに進化できる改革を行う“絶好のチャンス”にもなりえます。従来 of 慣行にとらわれず、0（ゼロ）ベースで見直し、「真実の瞬間」を積み重ねる事で、園のファンをさらに増やすことに繋がると思われます。

評価対象Ⅱ 組織の運営管理

		評価結果
Ⅱ-1 管理者の責任とリーダーシップ		
Ⅱ-1-(1) 管理者の責任が明確にされている。		
10	Ⅱ-1-(1)-① 施設長は、自らの役割と責任を職員に対して表明し理解を図っている。	a
	(コメント) 園長の役割と責任は「職務分担表」、『法人規定集』に記載し明確にして、9/14(月)実施の職員会議にて周知されています。また、不在時の権限委任(主任保育士が代行)等についても「職務分担表」で明確化しています。	
11	Ⅱ-1-(1)-② 遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行っている。	a
	<p>法人よりコンプライアンス(法令遵守)を厳命されており、園長は「遵守すべき法令一覧表」を作成し、職員会議等で各人の仕事と結びつけて指導を行っています。訪問調査10/20(火)の際に、保育士・栄養士・看護師等の全職員の脳裏に遵守すべき法令が刻み込まれているか、面談会場にて「筆記テスト」を行い、確認しました。</p> <p>職員が回答した関係法令の一部抜粋：</p> <p>①子ども・子育て支援法 ②保育所保育指針 ③児童福祉法 ④社会福祉法 ⑤食品衛生法 ⑥個人情報保護法 ⑦労働安全衛生法 ⑧消防法 ⑨児童虐待の防止等に関する法律</p> <p>⑩労働施策総合推進法(パワーハラスメント対策法制化 施行 2020年6月1日～)等</p> <p>(コメント) パワーハラスメント対策法の対象は、大企業のみですが、同法人は、平成28年度より、『ハラスメント防止規程』を作成し、対応しています。 【中小企業での義務化は、2022年(令和4年)4月1日～】</p> <p>厚生労働省 あかるい職場応援団HP https://www.no-harassment.mhlw.go.jp/</p> <p>〔 中小企業基本法による中小企業の定義 業種分類別 〕</p> <p>サービス業 資本金の額が5千万円以下の会社又は常時使用する従業員の数が100人以下の会社及び個人 製造業その他 資本金の額が3億円以下の会社又は常時使用する従業員の数が300人以下の会社及び個人</p>	
Ⅱ-1-(2) 管理者のリーダーシップが発揮されている。		
12	Ⅱ-1-(2)-① 保育の質の向上に意欲をもち、その取組に指導力を発揮している。	a
	(コメント) 園長は、「指導計画」を添削・アドバイスし、各保育室の様子を確認、計画との誤差が無い確認しています。組織運営のためのマネジメント力を身につけ、保育士等がチームとして語り合う時間を確保させたり、「職員アンケート」を実施して意見を集約したりして、生涯働ける魅力ある職場づくりを進めています。 園長は、率先し大阪府主催の「福祉サービス第三者評価調査者」養成5日間研修を受講し、それに続き、主任保育士、副主任保育士も受講済みです。今回の3回目の受審への対応でも、リーダーシップを発揮し、職員に主体的・対話的・深い学び(アクティブ・ラーニング)に繋がるように対応させ、この機会に各人の底力を伸ばそうと創意工夫されていました。	

13	II-1-(2)-② 経営の改善や業務の実行性を高める取組に指導力を発揮している。	a
	<p>(コメント) 経営面では、法人本部と相談しながら、経営指標に基づき収入の確保、経費削減による分析を行っています。職場環境面では、入職後3年未満の職員の人材育成や定着に向け、メンター制度を取り入れ、働きやすく長く勤務できる職場環境に努めています。また、園内の組織作りの在り方や役割分担、責任者の振り分けを主任保育士、副主任保育士と相談しながら進めています。</p>	

		評価結果
--	--	-------------

II-2 福祉人材の確保・育成

II-2-(1) 福祉人材の確保・育成計画、人事管理の体制が整備されている。		
14	II-2-(1)-① 必要な福祉人材の確保・定着等に関する具体的な計画が確立し、取組が実施されている。	a
	<p>(コメント) 「キャリアパス」、「人事考課」により、成果や貢献度が対価につながるよう配慮しています。人材育成についても計画策定の際に会議等で話し合っています。人材確保については、就職フェアに参加したり、養成校の教員と交流連携を深めたり、法人独自で説明会を開催（2020年7月10日）したり、オンライン見学（就職関係）を実施したり、積極的に人材確保に努めています。</p>	
15	II-2-(1)-② 総合的な人事管理が行われている。	a
	<p>(コメント) 期待する職員像を『保育マニュアル』に記載し、人事管理は、『人事評価マニュアル』、「振り返り評価シート」に基づいて、職員と個別面談（年1回）を行って実施しています。面談では、個々の自己評価を聞き、園側の評価も伝えています。また、キャリアパスの周知で職員が自ら将来の姿を描けるようにしています。</p>	
II-2-(2) 職員の就業状況に配慮がなされている。		
16	II-2-(2)-① 職員の就業状況や意向を把握し、働きやすい職場づくりに取組んでいる。	a
	<p>(コメント) 『就業規則』に沿って、有給休暇の取得状況や消化率、時間外労働等を勤怠システムで管理したり、健康診断、ストレスチェック(11月頃)を年1回実施し、心身の状態等を把握しています。労働施策総合推進法（パワーハラスメント対策法制化 施行2020年6月1日～）に先駆け、平成28年度より『ハラスメント防止規程』を作成したり、「内部通報制度」を設けたりしています。また、民間社会福祉事業職員互助会に加入し、職員親睦の為に食事会の会費補助を実施したり、インフルエンザ予防接種・家賃手当を補助しています。ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の両立）に配慮した取組では、リフレッシュ休暇、夏季休暇の促進、短時間勤務の導入を行っています。事務week、書類簡素化等働きやすく、コミュニケーションがとりやすい環境を作っています。</p>	

II-2-(3) 職員の質の向上に向けた体制が確立されている。		
17	II-2-(3)-① 職員一人ひとりの育成に向けた取組を行っている。	a
	<p>「自己評価基準」に明記して、4月頃 職員一人ひとりの「目標設定」を行い、自己評価を含めて個別に面談を実施して進捗状況の確認を9月に行い、年度末には1年の振り返り（目標達成度の確認）を実施しています。</p> <p>(コメント) 当初の設定段階での「評価しやすい目標の設定」がKEYとなります。この項目は、人事考課と峻別する方が効果的と思われます。各人の技術の得手（誰もが必ず良い点を持つ）をさらに伸ばす目標設定が有意義と思います。試してみてください。</p>	
18	II-2-(3)-② 職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定され、教育・研修が実施されている。	a
	<p>「期待する職員像」を『保育マニュアル』に記載し、職員に周知しています。経験や志向、適性をふまえた「研修計画」を作成し実施しています。コロナ禍で密になりがちな研修に配慮し、C社のオンライン研修も導入しています。園長・主任保育士が研修が効果があったかどうか、「研修計画」の評価・分析を行っています。</p> <p>(コメント)</p>	
19	II-2-(3)-③ 職員一人ひとりの教育・研修の機会が確保されている。	a
	<p>個別の職員の知識、技術水準、専門資格等を研修状況、日々の業務の観察や人事考課面談等で把握し「研修計画」を策定して計画に沿って実施しています。外部研修の案内等は随時情報を提供して、参加の状況を把握してシフト勤務調整を実施して参加できるように配慮しています。</p> <p>特に、保育士として勤務し始めた初期キャリアに当たる最初の3年間は、専門職としての基礎を固められるよう、初任研修を始め各種研修が受けられることが大切であるとともに、指導する管理職のマネジメントが重要と認識され、中堅職員が3年目以下の職員のメンター制度を行っています。</p> <p>個人の資質向上が園全体のレベルアップにつながる為、全体を把握する為にも個々で取得してほしい専門資格や技術などを「スキル一覧表」にて、今後より見える化していく予定です。</p> <p>(コメント)</p>	

II-2-(4) 実習生等の福祉サービスに関わる専門職の研修・育成が適切に行われている。		
20	II-2-(4)-① 実習生等の保育に関わる専門職の研修・育成について体制を整備し、積極的な取組をしている。	a
<p>『実習生受入れマニュアル』（2019年8月改訂）を整備し、その中で基本姿勢を明文化して取組んでいます。園長、主任保育士が園内研修で担当職員に指導している事を7月30日に付け研修会議録で確認しました。実習生個々の学びへの意欲や本人の意向に基づき、学びたい年齢・クラスを聞いて実習先クラスを決めています。養成校と連携を取り、巡回指導の教員との面談も行っています。</p> <p>「子ども・保護者により添う仕事は、朝早くから夜遅くまで、とっても大変な毎日だけど、最高に楽しい」と伝えようとされています。幼い頃の夢を叶えて、職業に就く方は、ほんの一握りです。</p> <p>(コメント) 乳幼児は、1日に400回程度笑います。一方、大人は、多くて1日に15回笑えば、良い方です。良く笑う子どもの近くにいつも居る保育士も、たくさん笑います。こんな職業は、おそらく他には無い気がします。保育士は、「楽しいから笑えるのではなく、笑っているから楽しくなる」事を子どもから学べる職業です。</p> <p style="text-align: center;">【 直近3カ年 実習生受け入れ実績 】</p> <p style="text-align: center;">2020年度 4人 2019年度 8人 2018年度 2人</p>		

		評価結果
II-3 運営の透明性の確保		
II-3-(1) 運営の透明性を確保するための取組が行われている。		
21	II-3-(1)-① 運営の透明性を確保するための情報公開が行われている。	a
<p>園・法人のホームページや社会福祉法人の財務諸表等電子開示システムにて、運営の透明性を確保する情報公開をされています。コーポレート・ガバナンス（園の内部統制、健全な経営、効率的な業務）のKEYとなる①透明性、②情報公開、③説明責任を遵守されています。</p> <p>【園・法人HPや社会福祉法人の財務諸表等電子開示システムによる情報公開状況】</p> <p>(コメント) 10/20日現在（平成31年4月1日～令和2年3月31日 決算情報等公開）</p> <p>① 貸借対照表、② 収支計算書、③ 現況報告書、④ 役員区分ごとの報酬総額、⑤ 定款 ⑥ 役員報酬総額</p> <p>参考) 社会福祉法人の財務省表等電子開示システム</p> <p>http://www.wam.go.jp/wamnet/zaihyoukaji/pub/PUB0200000E00.do</p>		

22	II-3-(1)-② 公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われている。	a
(コメント)	「法人会計基準」を定め、ルールを職員に周知しています。『職務分掌規程』に、事務、経理、取引等に関する職務分掌と権限・責任が明記されています。毎年、法人監事による監査を実施したり、5年に1回、公認会計士による外部監査（監査報告書：G監査法人 H30年1月16日）を実施したりして、経営の健全性を担保しています。	

	評価結果
--	-------------

II-4 地域との交流、地域貢献

II-4-(1) 地域との関係が適切に確保されている。

23	II-4-(1)-① 子どもと地域との交流を広げるための取組を行っている。	a
(コメント)	保育理念の中でも「地域の子育て支援の核となる」を掲げており、「保育課程」、「保育計画」にも明記されています。活用できる社会資源や収集した地域の情報は玄関への掲示や「広報誌 もみじだより」に記載して保護者に提供しています。また、地域の祭り（納涼祭・星座フェスタ）や菜園活動（いもほり含む）等を通して地域のボランティアとの協働を行っています。 さくらっこひろばでの子育て支援、園庭開放、園の行事への参加等地域の人々と子どもとの交流の機会を定期的に設けています。関係機関（市の子育て支援センターや子ども未来創造局子育て支援課、民生委員等）と連携して、掲示やチラシ配布等で利用推奨も行われています。	
24	II-4-(1)-② ボランティア等の受け入れに対する基本姿勢を明確にし体制を確立している。	a
(コメント)	『ボランティア受け入れマニュアル』にて受け入れに関する基本姿勢や地域の学校教育への協力等も明確にしています。高校生・中学生の職場体験等を積極的に受け入れ、オリエンテーションを実施し、研修実習記録を記載して継続的に行っています。マニュアルにはボランティア受け入れについて登録手続き、配置、事前説明等に関する項目が記載され「ボランティア受け入れ記録」にて登録者の記録も整備もされています。	
(コメント)	高校生・中学生のお兄ちゃん・お姉ちゃん保育士の卵は、乳幼児から慕われ、貴重な戦力ともなっています。乳幼児と触れ合う事で、子どもへの理解を深めるほか、命の大切さや人とのつながり、思いやりの心を養っています。将来この中から、保育者がうまれてくれたらと思うと楽しみです。	
	【 直近3カ年 ボランティア等受け入れ実績 】	
	2020年度 1人 2019年度 12人 2018年度 6人	

II-4-(2) 関係機関との連携が確保されている。

25	II-4-(2)-① 保育所として必要な社会資源を明確にし、関係機関等との連携が適切に行われている。	a
(コメント)	近隣の小学校、医療機関等「関係機関一覧」のリストを作成して、職員間での情報の共有も図られています。地域の関係機関（西小地区法人連絡会、要対協、池田子ども家庭センター等）の定期的連絡会への参加しています。家庭での虐待等権利侵害が疑われる子どもへの対応は、箕面市役所・子ども未来創造局児童相談支援センターと連携し、年3回(6月・10月・2月)「モニタリングシート」を提出し、連携を図る仕組みと市より定められています。	

Ⅱ-4-(3) 地域の福祉向上のための取組を行っている。	
26	Ⅱ-4-(3)-① 保育所が有する機能を地域に還元している。 (コメント) 幼保小連絡会に参加し、地域の福祉ニーズや生活課題の把握に努め、ニーズや課題の把握に努めています。また、「地域交流と子育て支援」への取組を通じて、福祉ニーズの把握を行うと共に市役所も連絡をとり合っており地域の福祉ニーズの把握に努めています。
27	Ⅱ-4-(3)-② 地域の福祉ニーズにもとづく公益的な事業・活動が行われている。 (コメント) 市内で唯一の「休日保育」の実施、「園庭解放」「子育て支援 さくらっこ広場の開催」等に取り組んでいます。また、災害時の地域の子育て支援拠点として、準備を進めたり、防災訓練を行っています。 箕面市HP 休日保育 https://www.city.minoh.lg.jp/infancy/kyuuzituhoku.html 開所日 日曜日・祝日・年末(12月29日・12月30日)〔12月31日、1月1日、1月2日、1月3日は開園していません〕 保育時間は、午前7時30分～午後6時30分のうち、保育の必要な時間です。【利用料：無料】

評価対象Ⅲ 適切な福祉サービスの実施

		評価結果
Ⅲ-1 利用者本位の福祉サービス		
Ⅲ-1-(1) 利用者を尊重する姿勢が明示されている。		
28	Ⅲ-1-(1)-① 子どもを尊重した保育について共通の理解をもつための取組を行っている。 (コメント) 理念・方針を玄関等に掲示したり、「全体的な計画」や「指導計画」に記載し、子どもを尊重した保育を幼児教育・保育の現場で実践できるようにしています。配慮が必要な子どもについては、職員会議で周知し対応をしています。朝の会などで欠席者の確認やトラブルの際はお互いの気持ちを代弁したり、相手の思いを気付けるようにしています。又、異年齢での取り組みを行ったり、「誕生日ボード」を掲示し、特別な日に声を掛け、大切にされていると感じるようにしています。	a
29	Ⅲ-1-(1)-② 子どものプライバシー保護等の権利擁護に配慮した保育が行われている。 (コメント) 子どものプライバシー保護は、『プライバシー保護規定』や『虐待防止マニュアル』に沿って、羞恥心への配慮がなされており、職員会議で周知徹底しています。着替えの際はカーテンを閉めたり、トイレにはカーテンを設置したり、設備面の工夫を行っています。また、シャワーの際、ラップタオルを使用し、幼児クラスでは男女別々で行ったりしています。	a

Ⅲ-1-(2) 福祉サービスの提供に関する説明と同意（自己決定）が適切に行われている。		
30	Ⅲ-1-(2)-① 利用希望者に対して保育所選択に必要な情報を積極的に提供している。	a
	<p>市役所に園のパンフレットを置いたり、園のホームページを刷新し、毎月の子どもの様子や保育園の内容・特性を積極的に情報提供しています。見学・電話対応、面接等を個別に行い、保育状況を説明しています。</p> <p>(コメント) 箕面市HP 保育園・認定こども園など一覧 桜保育園 プロフィール https://www.city.minoh.lg.jp/infancy/hoikusho/documents/11sakura_1.pdf</p> <p>箕面市HP 保育園・幼稚園・認定こども園マップ 11番 桜保育園 https://www.city.minoh.lg.jp/infancy/documents/documents/map.pdf</p>	
31	Ⅲ-1-(2)-② 保育の開始・変更にあたり保護者等にわかりやすく説明している。	a
	<p>(コメント) 教育・保育の開始の入園・進級時には、「重要事項説明書」を用いて説明を行い、同意書にサインをもらい保存しています。また、教育・保育の変更時には、毎月の「園だより」で早めにお知らせを配布したり、携帯連絡網サービスを活用し、保護者にわかりやすいように知らせています。</p>	
32	Ⅲ-1-(2)-③ 保育所等の変更にあたり保育の継続性に配慮した対応を行っている。	a
	<p>(コメント) 卒園の際や転園時、退園時も保育の継続性に配慮した対応を行って、その後の相談方法や連絡の担当者が分かるように、文書にして、配付しています。</p> <p>箕面市HP 転園希望届、退所届 https://www.city.minoh.lg.jp/infancy/hoikusho/tensyotaisyo.html</p>	

Ⅲ-1-(3) 利用者満足の向上に努めている。

33 Ⅲ-1-(3)-① 利用者満足の上を目的とする仕組みを整備し、取組を行っている。

a

「行事アンケート」や「保護者アンケート」の定期的な実施や、懇談会・意見箱など多くの方法で子どもや保護者の意向を把握しようと努めています。また、内容により個別に対応したり、お便りなどでお知らせするなど保護者の方の声を大切にされています。

2020年8月実施の「保護者アンケート」結果は、極めて高い満足度 及び 回収率：97%でした。

【 園全体の保護者満足度 5段階評価 ⇒ 4.7 極めて高い満足度 】
要望もいくつか頂いており、既に実際に改善を行った内容や、今後の予定も含めて、近々、一覧にしたものを各家庭に配布される予定です。（コロナ禍の為、改善箇所や掲示物が、保護者の目に届きにくい点を考慮して）

(コメント) コロナ禍で改めて認識された保護者のコメント：「共働き世帯にとって、保育園は持続可能な社会で、無くてはならない存在」

0歳 こりす組

コロナで分からない事、今後も含め多いですが、その中でも子供中心に先生全ての方々、挨拶からよくしていただいています。

1歳 りす組

今年はコロナの中で大変な状況で、子供たちを見てくれ助かっています。日々感謝しています。

3歳 ぱんだ組

コロナで大変な時も明るく、園で対応して下さり本当に感謝しています。行事も工夫して子供も楽しそうです。

Ⅲ-1-(4) 利用者が意見等を述べやすい体制が確保されている。

34 Ⅲ-1-(4)-① 苦情解決の仕組みが確立しており、周知・機能している。

b

(コメント) 苦情解決の仕組みは、「園のしおり」（重要事項説明書）に記載し、玄関に掲示しています。苦情受付担当者 主任保育士、責任者は園長となっており、第三者委員は、監事の公認会計士、他法人の理事の2名を指名し設置されていますが、**その第三者委員に直接リーチする電話番号の記載が、「園のしおり」（重要事項説明書）や、玄関の掲示物にありません。**また、玄関に、意見ポストを置いて、「園だより」にて、ご意見の呼びかけを行っています。

第三者委員については、今後、実際に交流のある地域民生委員の方や地区福祉会の方に、身近な窓口になっていただき、電話番号の記載についても相談し検討していくとのコメントを入手しました。

35	Ⅲ-1-(4)-② 保護者が相談や意見を述べやすい環境を整備し、保護者等に周知している。	a
(コメント)	保護者が相談や意見を述べやすいよう玄関に「意見ポスト」を設置したり、担任・副主任保育士・主任保育士・園長等、誰にでも要望を伝えるよう懇談会で説明したり、その旨を「園のしおり」に記載したりしています。日頃より、毎日の送迎時に保護者とのコミュニケーションに努め、保護者が意見や相談を切り出しやすい関係作りに努めています。また、相談を受ける時は、相談室を使用し、プライバシーを守る環境で相談等を伝えやすいよう配慮をしています。	
36	Ⅲ-1-(4)-③ 保護者からの相談や意見に対して、組織的かつ迅速に対応している。	a
(コメント)	相談や意見を受けた際の記録の方法や報告の手順を記載した『苦情解決マニュアル』があり、全職員に周知しています。また、そのマニュアルは、年1回見直しています。相談や意見を受け付けた場合は、主任保育士経由で園長に報告し、園内で話し合いを行い、2週間以内に対応するルールとし、検討に時間が掛かる場合は、その旨を伝え、迅速に検討を行って、返答を行うルールとしています。	
Ⅲ-1-(5) 安心・安全な福祉サービスの提供のための組織的な取組が行われている。		
37	Ⅲ-1-(5)-① 安心・安全な福祉サービスの提供を目的とするリスクマネジメント体制が構築されている。	a
(コメント)	<p>事故防止委員会を設置し、『事故発生時の対応マニュアル』を整備し、責任・役割を明確にした管理体制があります。重大事故が発生するリスクがある3つの場面では、1) 睡眠時(SIDS)は、『午睡チェックマニュアル』にて、2) 食事時(アレルギー)は、『食物アレルギー対応マニュアル』にて、3) プール・水遊び時は、「プール管理日誌」(残留塩素濃度、監視者、水深、水温等)に基づいて管理しています。</p> <p>園で気になっている事やメディアを通じた事例等を「ヒヤリハット報告」を記載したり、「事故報告書」を記入し、未然防止策・再発防止策を検討・実践しています。また、園庭の遊具等の「安全点検チェックリスト」を確認しました。</p> <p>不審者の監視や、駐車場(14~15台収容可能)内の監視を行う「防犯カメラ」が新機種に、近々、取り換えが予定されていました。</p>	
38	Ⅲ-1-(5)-② 感染症の予防や発生時における子どもの安全確保のための体制を整備し、取組を行っている。	a
(コメント)	園長、看護師を中心に体制を整備し、『感染症予防マニュアル』、『環境衛生マニュアル』に対応策が記載されています。新型コロナウイルス感染症 COVID-19 への対応では、玄関入り口にカメラ型体温測定器を設置し、職員・子ども・保護者・業者に検温を実施し、専門業者によるカーテンのクリーニングを行ったり、消毒体制を強化(チェックリストあり)、ソーシャルディスタンスを守るような視覚支援、給食時の配膳の工夫(テーブルの人数制限)や「飛沫防止シールド(樹脂製の透明な板)」の活用、手洗い、うがい、プロトクリンアクア(除菌噴霧器)の導入等を行っています。	

39	Ⅲ-1-(5)-③ 災害時における子どもの安全確保のための取組を組織的に行っている。	a
<p>近い将来、南海トラフ（マグニチュード9.2、震度6弱）が発生する事を想定し、箕面市防災マップを参考にし、『防災マニュアル』、「避難計画」、「消防計画」を作成しています。園舎（平成20年建築）は、耐震化されており、「備蓄リスト」には、様々なものを掲載し、1日分確保されています。毎月避難訓練、消火訓練を実施し、総合避難訓練を年2回行っています。年々脅威が増す、地震、台風、突然の集中豪雨に対し、正しく恐れ、事前準備を行っています。</p> <p>(コメント) *活断層及び海溝型地震の長期評価結果一覧（令和2年5月25日） 政府地震調査研究本部</p> <p>https://www.jishin.go.jp/main/choukihyoka/ichiran.pdf</p> <p>近い将来の発生が心配されている南海トラフ巨大地震について、政府の地震調査委員会の最新資料では、今後10年以内の発生確率は、「30パーセント程度」となっています。</p>		

		評価結果
Ⅲ-2 福祉サービスの質の確保		
Ⅲ-2-(1) 提供する福祉サービスの標準的な実施方法が確立している。		
40	Ⅲ-2-(1)-① 保育について標準的な実施方法が文書化され保育が提供されている。	a
<p>(コメント) 『保育マニュアル』に標準的な保育サービスの実施方法の記載があり、子どもの尊重やプライバシーの保護に関する姿勢も明記されています。また、8月の職員会議で、主任保育士を中心に全職員に周知しています。</p>		
41	Ⅲ-2-(1)-② 標準的な実施方法について見直しをする仕組みが確立している。	a
<p>毎年度、様々な会議において、実施方法の見直しがされています。「連絡ノート」やアンケートを通しての保護者からの要望も必要に応じ、反映出来るようにしています。また、現在の『文書管理規程』は、その記載されている内容が「記録」を主眼にしたものになっており、『マニュアル』、『規程』等のルールを作成時、改定時、最新版管理のポイントが記載されて（決めて）いません。一般に文書類（Document, Written 書かれたもの）は、分類すると①『マニュアル』・『規程』に関してのルールが欠落しているのでは、と提案しました。</p> <p>(コメント) 園長より、次回の改訂時、下記のようなお話を頂きました。</p> <p>① 今後はマニュアルの見直しや変更時に、印や色をつける等変更箇所が分かるように記載します。</p> <p>② 『文章管理規定』の中に、マニュアル・規定の変更時に関する記載がないため、今後見直しを検討致します。</p> <p>③ 現在のマニュアルは目次のみになっていますので、規定の目次同様に改訂した日付を追記します。</p>		

Ⅲ-2-(2) 適切なアセスメントにより福祉サービス実施計画が策定されている。		
42	Ⅲ-2-(2)-① アセスメントにもとづく指導計画を適切に策定している。	a
(コメント)	子どもひとりひとりのアセスメントを行い、ねらいを明確にし、「指導計画」を作成しています。主任保育士・園長が最終確認を行い、気付いた箇所は鉛筆で記入し、職員は青ペンで再確認をする仕組みをとっています。必要に応じて、栄養士や看護師の意見も参考にしています。個別の課題をもつ子どもについては、各機関と連携を持ち、計画に反映しています。	
43	Ⅲ-2-(2)-② 定期的に指導計画の評価・見直しを行っている。	a
(コメント)	クラス会議や乳児・幼児会等で評価・見直しを行い、次の指導計画につなげています。「保育課程(全体的な計画)」や「年間指導計画」は時期を決めて、年に2~4回見直しを行い、それ以外に緊急に変更する場合は、主任保育士・園長の確認を取る仕組みになっています。	
Ⅲ-2-(3) 福祉サービス実施の記録が適切に行われている。		
44	Ⅲ-2-(3)-① 子どもに関する保育の実施状況の記録が適切に行われ、職員間で共有化されている。	a
(コメント)	子どもの発達状態や生活状況に関する記録は、「児童票」や「個人記録(健康診断・発育測定)」等に記載されています。「個別の指導計画」等に基づく保育の実施は「週日案」に記録しています。園長・主任保育士が記録内容や書き方の指導を行い、記録や書類の確認も行っています。情報共有すべき書類は、所定の場所に保管し、確認印を押して周知状況を把握しています。クラス会議や職員会議、乳児・幼児会議など、各会議を定期的に行い情報共有をしています。	
45	Ⅲ-2-(3)-② 子どもに関する記録の管理体制が確立している。	a
(コメント)	法人作成の『個人情報保護規定』や『文書管理規定』を整備し、記録の保管・保存・廃棄・情報提供・不適切な利用や漏えいに対する規定を定めています。記録の管理においては、4月の新人研修や職員会議で伝えています。個人情報の管理は、鍵付きの扉に保管されています。	

児童福祉分野【保育所】の内容評価基準

		評価結果
A-1 保育内容		
A-1-(1) 保育課程（全体的な計画）の編成		
A①	A-1-(1)-① 保育所の理念、保育の方針や目標に基づき、子どもの心身の発達や家庭及び地域の実態に応じて保育課程（全体的な計画）を編成している。	a
(コメント)	全体的な計画は、児童憲章・児童福祉法や保育所保育指針の趣旨に基づいて作成されています。また、法人の理念に基づき、子どもの発達過程や家庭の状況、地域の実態等に即しながら取り組みを考えられています。	
A-1-(2) 環境を通して行う保育、養護と教育の一体的展開		
A②	A-1-(2)-① 生活にふさわしい場として、子どもが心地よく過ごすことのできる環境を整備している。	a
(コメント)	各保育室は、木のぬくもりが感じられる温かい雰囲気の中、換気やエアコン、空気清浄機や消毒など安全・快適に過ごす環境を整備し、毎日「チェック表」で確認をしています。また、園庭の遊具も年齢に合わせて整備されており、実のなる樹木の他に季節の野菜をクラスごとに栽培し、食育につながるような取り組みをされています。	
A③	A-1-(2)-② 一人ひとりの子どもを受容し、子どもの状態に応じた保育を行っている。	a
(コメント)	保育者は、子どもひとりひとりの気持ちを言葉だけでなく、表情からも汲みとることを大切にしています。子どもの『やりたい』気持ちを否定せず、出来るように一緒に考え、提案をするようにしています。また、見守り家庭が増えたため、甘えたい気持ちをうけとめつつ、1対1でのかわりの時間を持つように工夫しています。	
A④	A-1-(2)-③ 子どもが基本的な生活習慣を身につけることができる環境の整備、援助を行っている。	a
(コメント)	子どもたちが自らやってみようと思えるように主体性を大切に、大人の都合に合わせず、無理強いをしないようなかかわりをしています。低年齢児は少数担当制で、家庭との連携を重視し、一人ひとりのペースに合わせた言葉掛けや援助を行っています。	
A⑤	A-1-(2)-④ 子どもが主体的に活動できる環境を整備し、子どもの生活と遊びを豊かにする保育を展開している。	a
(コメント)	乳児はゆったり過ごせるように集団にならないよう、グループで過ごしています。幼児は、主体性を大切にし、子どもが安心して自分の好きな遊びが出来るよう環境を工夫しています。園庭では、季節感を感じながら、思いきり体を動かして遊べるよう乳児と幼児の園庭使用時間を分けています。家庭とは、「連絡ノート」や「todayメモリー」、送迎時は口頭で子どもの様子を伝えています。	

A⑥	A-1-(2)-⑤ 乳児保育（0歳児）において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	a
	(コメント) 少人数担当制で、できるだけ同じ保育士が子どもと関わり、安心して愛着関係が持てるようにしています。また、自我の育ちを助ける受容的な関わりを大切にされています。以前、子どもに対する保育士の関わりに確認不足があったため、その都度話し合いを設けるようにした。今は、保育士の意識も変わり、ひとりの保育士に任せるのではなく、クラス関係なく、複数の目で子どもを見るようにしています。	
A⑦	A-1-(2)-⑥ 3歳未満児（1・2歳児）の保育において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	a
	(コメント) 保育室内は、季節ごとにレイアウトの見直しを行い、子どもたちの発達や興味に合った環境設定や、子どもの目線に合わせて、手に取りやすい高さに玩具を用意しています。ゆったりとした流れで日々の保育がすすめられています。散歩等で地域の人と触れ合う機会も設けています。	
A⑧	A-1-(2)-⑦ 3歳以上児の保育において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	a
	(コメント) 子どもが好きな遊びを十分に楽しめるよう、遊びの時間や玩具を用意しています。子どもたちの経験から出来ることを自由に表現できるよう、色々な素材を用意し、コーナーを作るなど、子どもの興味や関心に合わせた環境を設けています。5歳児は、朝の会や終わりの会で、友だちのいいところ(行動)を発表し、葉の形をした紙にも記入し、思いやりの木に飾っています。保護者には、「ドキュメンテーション」やブログを通して活動の様子を伝えています。	
A⑨	A-1-(2)-⑧ 障がいのある子どもが安心して生活できる環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	a
	(コメント) 園舎は、一階平屋建てで、バリアフリーとなっています。4・5歳児の保育室には、小部屋 DEN（隠れ家スペース：絵本を見ながらお話ししたり、ごっこ遊びを楽しんだりできる場所）や 多目的ホールの横にロフト（キャビンスペース：はしごを上がるとそこは子どもたちの特別な空間）等の落ち着ける場所があります。「個別指導計画」を作成し、クラス会議で見直しを行っています。日常の保育では、集団生活が送れるよう配慮していますが、発達上難しいときや気分が乗らないときは、無理強いをせずに見守っています。生活においては、言葉で理解し難いときは、視覚で捉えられるよう「絵カード」を使っています。定期的に臨床心理士の訪問があり、助言をもらっています。また、箕面市の支援児部会があり、担当が年に4回程研修を受けたり、事例検討会などで他園と意見交換を行なっています。	
A⑩	A-1-(2)-⑨ 長時間にわたる保育のための環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	a
	(コメント) 長時間の（在園時間の長い）子どもたちが穏やかに過ごせるように、部屋の移動や縦割り保育を行っています。早朝・延長時は、各クラスの「引継ぎノート」を職員が確認しやすいように、勤怠システムの傍に置き、利用しています。	

A⑪	A-1-(2)-⑩ 小学校との連携、就学を見通した計画に基づく、保育の内容や方法、保護者との関わりに配慮している。	a
(コメント)	<p>「年間カリキュラム」や「保育課程（全体的な計画）」に、小学校との連携や就学に関する事項が記入されています。また、5歳児が小学校の校庭に遊びに行ったり、マラソン大会の応援に行ったりと、小学校との交流を行っています。4・5歳は年に4回程、他園との交流を持ち、小学校に安心していけるよう配慮しています。担任が「保育所児童保育要録」に子どもの日々の様子を「10の姿」に沿って記入し、園長が確認・保管しています。</p>	
A-1-(3) 健康管理		
A⑫	A-1-(3)-① 子どもの健康管理を適切に行っている。	a
(コメント)	<p>子どもの健康管理・保健指導については、全て看護師を中心に看護師会が作成した「保健計画」に基づいて実施されています。「保健計画」は、2ヶ月に1回看護師会が見直しをしています。また、毎朝各クラスに看護師が巡回し、子どもたちの健康状態を確認し、把握しています。「午睡チェック」は、0・1歳は5分毎、2歳や幼児の気になる子は10分毎にキッチンタイマーで時間管理をし、園長・主任保育士が最終確認をしています。看護師が毎月発育測定、4・5歳児には手洗い指導・視力検査を行っています。</p> <p style="text-align: center;">【 看護師による健康・保健面の取組み 】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・子どもの健康の保持増進及び安全の確保を日々実践し保育園全体（職員・保護者・家庭を含む）における健康及び安全の確保に努めています。 ・年間保健計画に基づき、保健管理・保健指導を徹底しています。 ・今年度は、特に新型コロナウイルス感染症の対応を『保育所における感染症対策ガイドライン』に沿って、園全体で実施しています。 ・これから、増加する感染症（インフルエンザ、感染性胃腸炎等）に対しても、基本的な感染症対策を園全体で実践していかなければならないと思います。 ・『保健関係のマニュアル』を作成し、それに沿って、定期的に、園内研修を実施し、職員の保健管理・保健指導に対する、意識を高めスキルアップに繋がるよう努めています。 	
A⑬	A-1-(3)-② 健康診断・歯科健診の結果を保育に反映している。	a
(コメント)	<p>内科検診や歯科検診、毎月の発育測定の結果は、「からだの記録」で保護者と職員で共有し、職員には、職員会議でも伝えていきます。また、「年間保険計画」に健康診断の結果を反映し、研修会等で伝え、保育に活かされるようにしています。</p>	
A⑭	A-1-(3)-③ アレルギー疾患、慢性疾患等のある子どもについて、医師からの指示を受け適切な対応を行っている。	a
(コメント)	<p>『保育所におけるアレルギー対応ガイドライン』（2019年度版）に基づき、適切な対応を行っています。アレルギー主治医記入の「管理区分表」をもとに、子どもの状況に応じた対応をしています。個人のトレーを用意し、トリプルチェックを行うなどで、アレルギー対応食を提供しています。アレルギー食の提供の仕方やエピペンの使い方は、看護師が職員に伝達講習を行っています。</p>	

A-1-(4) 食事

A⑮ A-1-(4)-① 食事を楽しむことができるよう工夫をしている。

a

食に関する豊かな体験ができるように、保育士と栄養士で「年間食育計画」を作成し、日々の保育実践に結び付けていました。乳児はグループ配膳、幼児はバイキング形式で子どもたちで配膳を行って、保育室やランチルームで、落ち着いて正しい姿勢で食事できるように環境を整えています。保育士は、個々の状況に配慮し、食べる量を調節する等して、完食できる喜びに繋げています。子どもが食についての興味関心を深めるために、オープンキッチンでの交流や、食フェア、食育、クッキング、菜園活動に取り組んでいました。また、「給食だより」を配付や掲示したり、フォトフレームを活用したり、試食会を実施して栄養士と保護者が直接話をする機会も設けています。

(コメント)

【 栄養士による食育の取組み 】

〔 乳児 〕

個々に合わせた声掛けを行い、食材の名前や食具の持ち方、食べる際の簡単な食事のマナーを学べる環境を作っている。

〔 幼児 〕

- ・お箸の持ち方や配膳具などの持ち方を学んでいる。また、菜園活動や芋ほりを地域の方にも協力をいただき育て、収穫している。その野菜を給食やクッキング、食育に使用し苦手な野菜が減るよう工夫している。
- ・その他の食育では、保育士と栄養士が連携を取り、三食食品群など専門的な事も学んでいる。
- ・クッキングでは混ぜるなど簡単な作業から、4～5歳になると包丁を使って少し難しい料理に挑戦している。

A⑯ A-1-(4)-② 子どもがおいしく安心して食べることのできる食事を提供している。

a

月1回の栄養士会で、メニューを見直し改善し、『大量調理施設衛生管理マニュアル』（平成29年6月16日）や『夢工房の衛生管理マニュアル』に基づき調理し、毎日厨房職員の一人は子どもと一緒に給食を食べるようにしたり、他の厨房職員も調理室の前がランチルームの為、様子を見るようにしています。行事食や旬の食材を取り入れ、近隣の農家の方に協力頂き菜園づくりを行ったり、季節の行事や郷土料理を献立に取り入れています。また、改訂された食品衛生法（公布：2018年6月13日 施行：2020年6月1日 全面施行：2021年6月）が、要求する HACCP（ハサップ Hazard 危害 Analysis 分析 Critical 重要 Control 管理 Point 点）導入を実施、他の園に先んじて、法人の管理栄養士を中心に、「HACCPの考え方を取り入れた衛生管理」を学び、「計画書」を作成し「衛生管理記録」を記載しています。

(コメント)

【 2020年8月実施の保護者アンケート結果での生の声 】

①食育や自然との触れ合いを大切にしている ②給食おやつが美味しい ③給食やおやつなど手作りにこだわっている！ ④豊富な給食メニュー 等、多くの保護者より絶賛されていました。

		評価結果
A-2 子育て支援		
A-2-(1) 家庭との緊密な連携		
A⑰	A-2-(1)-① 子どもの生活を充実させるために、家庭との連携を行っている。	a
(コメント)	乳児クラスは毎日「連絡ノート」で、日常の情報交換を行っています。幼児クラスは、「todayメモリー」や写真の掲示等で、毎日の活動を伝えています。保育参加や保育参観、クラス会議や個人懇談を通して保育の様子や子どもの成長を伝える場が数回あります。	
A-2-(2) 保護者等の支援		
A⑱	A-2-(2)-① 保護者が安心して子育てができるよう支援を行っている。	a
(コメント)	送迎時の会話を大切にされており、保護者が気軽に相談できよう雰囲気作りに努めています。また、保護者の表情や様子にも寄り添い、丁寧な対応を心掛けています。園の特性を生かした、箕面市で唯一の休日保育を行っています。	
A⑲	A-2-(2)-② 家庭での虐待等権利侵害の疑いのある子どもの早期発見・早期対応及び虐待の予防に努めている。	a
(コメント)	毎日の視診や着替えの際に異変がないかを確認しており、異変に気付いた時は、主任保育士・園長に報告しています。日常の子どもの様子や保護者との会話等から、子どもの心身の状態や家庭状況の把握に努め、対応策をたてています。「要保護児童関係ファイル」に記入し、子ども家庭相談室などの関係機関とも連携を取り合っています。『虐待防止マニュアル』を整備し、『マニュアル』に基づく園内研修を行っています。	

		評価結果
A-3 保育の質の向上		
A-3-(1) 保育実践の振り返り（保育士等の自己評価）		
A⑳	A-3-(1)-① 保育士等が主体的に保育実践の振り返り（自己評価）を行い、保育実践の改善や専門性の向上に努めている。	a
(コメント)	園全体の運営管理に関する自己評価と、保育士各人の自己評価をそれぞれ年に1回、行っています。日常的にも職員同士が話し合ったり、月に1度の乳児会・幼児会で話し合ったりしながら、職員間でも保育の向上に向けて実践しています。9月に自分の目標を園長に伝え、年度末の面談では、振り返りをし、意識の向上に繋がるよう取り組んでいます。	

A-4 子どもの発達・生活援助

A-4-(1) 子どもの発達・生活援助

A⑳	A-4-(1)-①	<p>体罰等子どもへの不適切な対応が行われないう、防止と早期発見に取り組んでいる。</p>	b
(コメント)		<p>園長・主任保育士を中心に、体罰についての起こりえる状況を具体的に話し合い、子どもへの不適切な対応の防止について情報を共有しています。体罰禁止が、『プライバシー保護規定』にそれとなく記述はあるが、『就業規則』には記載されていない。</p> <p>体罰等については、現状は明記されていないので、法人規定の見直しを提案されると園長より、コメントを入手しました。</p>	

利用者(保護者)への聞き取り等の結果

調査の概要

調査対象者	保護者
調査対象者数	135 家族 (回収率=131/135 97%)
調査方法	アンケート調査-無記名方式 (2020年8月実施)

利用者への聞き取り等の結果(概要)

保護者 131人から回収(回収率=131/135 97%) その結果は極めて高い満足度を示しました。

【園全体の保護者満足度平均値 5段階評価 ⇒ 4.7 極めて高い満足度】

*前回3年前 園全体の保護者満足度平均値 5段階評価 ⇒ 4.5 より さらに0.2ポイント上昇
各クラスの代表的なコメントを以下に記載します。

0歳児 こりす組 アンケート結果 5段階評価 ⇒ 4.9

- ①(複数) 安全にしっかり見てくれているので、お任せが出来る。
- ② 先生みんな挨拶してくれ気持ちよく出勤でき、親として社会人としてありがたいです。
- ③ 子供と保育士がしっかり密着した関係性があるように感じる。

1歳児 りす組 アンケート結果 5段階評価 ⇒ 4.8

- ①(多数) 子供がのびのび遊べる。
- ②(多数) アットホーム。子供の発育を園全体で温かく見守ってくれる。
- ③(複数) 園長先生をはじめ、先生がとても親しみやすい。

2歳児 うさぎ組 アンケート結果 5段階評価 ⇒ 4.8

- ①(多数) 子供の事を一番に、行事や活動など楽しめるように教職員が尽力して下さっています。
- ②(多数) 保護者の就業の都合に合わせて、柔軟に対応してくれている。
- ③(複数) 職員が全体的に若い。のびのび働いていて、雰囲気が良い。

3歳児 ぱんだ組 アンケート結果 5段階評価 ⇒ 4.6

- ①(複数) 担任の先生以外の先生も、全員で子供達を見てくれてると思います。
- ②(複数) 気軽にお話しできる先生が、何人もいることが心強いです。
- ③(複数) 給食おやつが美味しい。

4歳児 きりん組 アンケート結果 5段階評価 ⇒ 4.8

- ①(多数) 園舎が開放感があり広い。
- ②(複数) 先生が皆優しく、安心して子供を見てもらっている。
- ③(複数) クラス間の垣根が低く子供達が自由に過ごしていると思います。

5歳児 らいおん組 アンケート結果 5段階評価 ⇒ 4.6

- ①(複数) 保育士さん皆さん温かい雰囲気です。安心して子供を預けられる。
- ②(複数) 子供のために一生懸命取り組んで頂いてる。個々を見てもらっている。
- ③(複数) 木造平屋建ての園舎で、子供達が屋内に居る時も動きやすくのびのびしている。

以上

福祉サービス第三者評価結果報告書【受審施設・事業所情報】 における項目の定義等について

①【職員・従業員数】

●以下の項目について、雇用形態（施設・事業所における呼称による分類）による区分で記載しています。

▶正規の職員・従業員

・一般職員や正社員などと呼ばれている人の人数。

▶非正規の職員・従業員

・パート、アルバイト、労働者派遣事業所の派遣社員、契約社員、嘱託などと呼ばれている人の人数。

②【専門職員】

●社会福祉士、介護福祉士、精神保健福祉士、介護支援専門員、訪問介護員、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、保育士、社会福祉主事、医師、薬剤師、看護師、准看護師、保健師、栄養士等の福祉・保健・医療に関するものについて、専門職名及びその人数を記載しています。

③【施設・設備の概要】

●施設・設備の概要（居室の種類、その数及び居室以外の設備等の種類、その数）について記載しています。特に、特徴的なもの、施設・事業所が利用される方等にアピールしたい居室及び設備等を優先的に記載しています。併せて、【施設・事業所の特徴的な取組】の欄にも記載している場合があります。

	例
居室	●個室、2人部屋、3人部屋、4人部屋 等
設備等	●保育室（0才児、1才児、2才児、3才児、4才児、5才児）、調乳室、洗面室、浴室、調理室、更衣室、医務室、機能訓練室、講堂 等